

府市協調による安祥寺川及び四宮川の改修に係る政策協定

京都府（以下「府」という。）及び京都市（以下「市」という。）は、互いに対等な関係のもとに連携と協力を深めることで、二重行政の打破はもとより、府民・市民サービスの向上と効率的・効果的な行政運営を追求する府市協調に取り組んでいる。他府県に例を見ない府市協調をさらに深化させるとともに、国の支援制度を最大限活用し、防災・減災事業を加速させるため、次のとおり政策協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、安祥寺川及び四宮川の河川改修事業を推進するにあたり、府市協調による事業執行上の基本的事項を定めることで、事業の適切かつ円滑な遂行を図り、流域の治水安全度の向上を早期に実現することを目的とする。

（対象となる河川改修事業の区間）

第2条 この協定の対象とする安祥寺川及び四宮川の河川改修事業の事業区間は、次のとおりとする。

- （1）安祥寺川 府道四ノ宮四ツ塚線下流から JR 東海道本線上流まで延長約 500m の区間
- （2）四宮川 山科川への合流点から藤尾川合流点まで延長約 2,000m の区間

（相互協力）

第3条 府及び市は、安祥寺川及び四宮川の河川改修事業を推進するにあたり、相互に協力するものとする。

（河川改修事業の主体）

第4条 安祥寺川及び四宮川の河川改修事業は、国の支援制度を最大限活用して推進する観点から、府が主体となって実施するものとする。

- 2 市は、この協定の締結後、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条の 3 第 1 項の規定に基づく「一級河川安祥寺川都市基盤河川改修事業」を終了する。

(事業執行のための協働組織)

第5条 府市協調による安祥寺川及び四宮川の河川改修事業を推進するため、京都府京都土木事務所に「安祥寺川・四宮川整備推進室(仮称)」(以下「推進室」という。)を設置する。

- 2 推進室の執行体制は、府市それぞれの職員2名ずつによる計4名で構成するものとし、事業の進捗に応じて、府市協議の上、適宜見直すものとする。
- 3 推進室は、安祥寺川の河川改修事業の完了をもって解散するものとする。

(推進室解散後の業務の承継)

第6条 推進室の解散後は、府が推進室の業務を承継するものとする。

- 2 推進室の解散後に安祥寺川及び四宮川の河川改修事業に伴う事業損失等が判明した場合は、府において処理するものとする。

(その他)

第7条 この協定の内容に関して疑義が生じた場合、この協定の内容を変更する必要がある場合又はこの協定に定めのない事項については、府市協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、各自1通を保有する。

令和4年1月20日

京都府
京都府知事

京都市
京都市長